10／３（金）の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　10 月 3 日（金）15 時 00 分

発表項目（行事名）	**ヒグマ注意報の発出について（八雲町の一部地域）**		
記者レクチャーのお知らせ	（実施日時）	発表者	
		発表場所	
概要	八雲町熊石地区において、ヒグマの出没が相次いでいることから、当該地域にヒグマ注意報を発出し、道民等に注意を呼びかけます。 記 １　注意報の概要 発出期間（目安）：10 月３日(金)から 11 月２日(日)までの１ヶ月間 発出する地域　：八雲町熊石地区 発出方法　：道 HP、SNS 等を通じて、道民等に注意を呼びかける。 ２　出没情報 ９月１日から本日までの間に、八雲町熊石地区で 78 件のヒグマ出没・目撃情報あり。		
参考	○　現在の注意報等の発出状況 ・　７月　８日～10 月７日　砂川市（市内一円） ・　９月　１日～10 月 31 日　知内町（町内一円） ・　９月　８日～10 月７日　石狩市（市内の一部地域） ・　９月 22 日～10 月 21 日　夕張市（市内一円） ・　９月 22 日～10 月 21 日　むかわ町（町内の一部地域） ・　９月 26 日～10 月 25 日　札幌市（市内の一部地域） ・　９月 26 日～10 月 25 日　札幌市西区　※　警報 ・　９月 30 日～10 月 29 日　松前町（町内一円）		

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付	道庁記者クラブ
	同時レク	

担当（連絡先）	渡島総合振興局保健環境部環境生活課（担当者：課長　大宮 久俊） ＴＥＬ ダイヤルイン　0138－47－9039　（直通） 公用スマホ　011-585-6101　内線　11435

ヒグマ注意報発出地域（広域図）

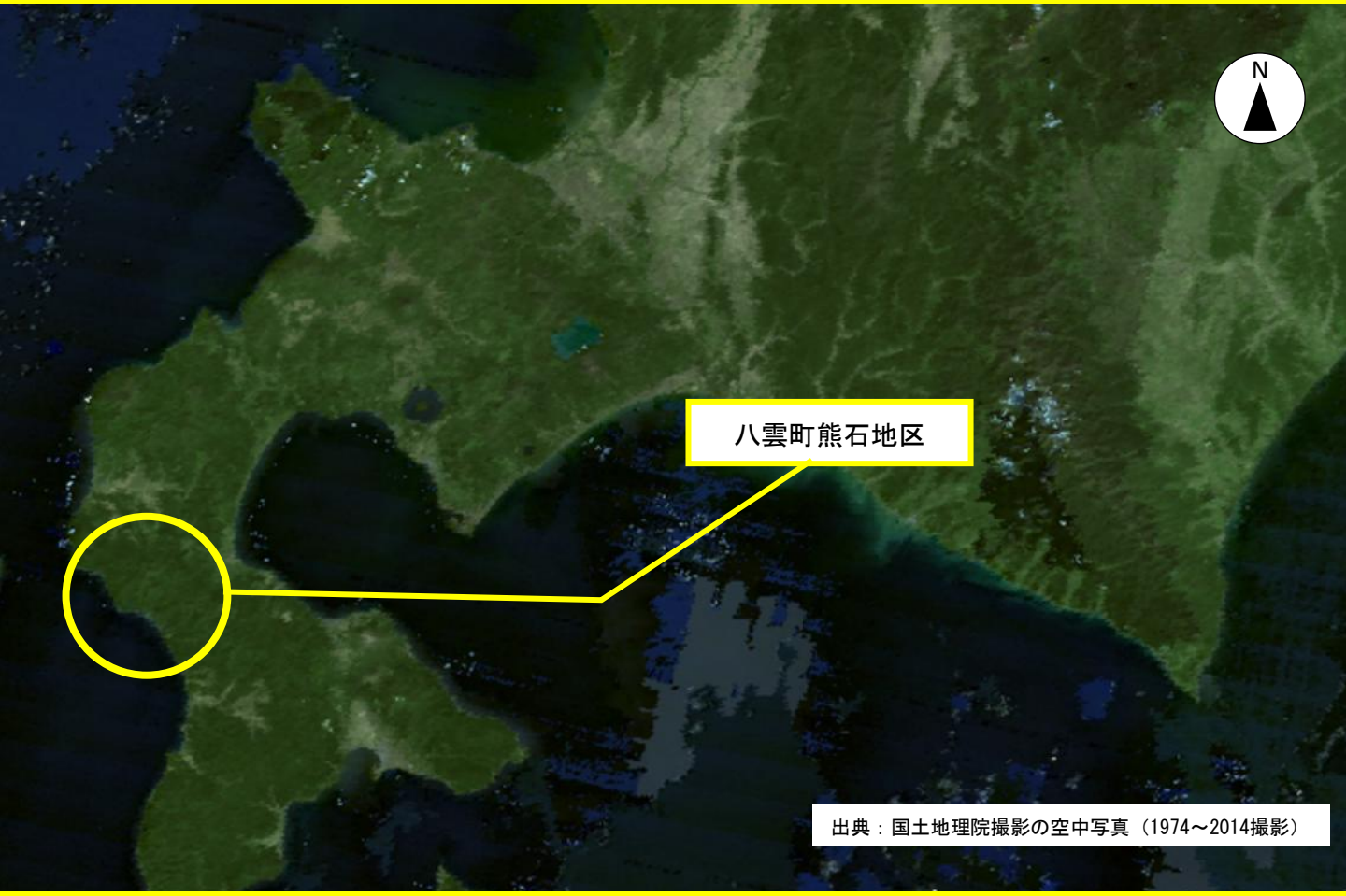

ヒグマ注意報発出地域（詳細図）

北海道ヒグマ注意報等の概要

■目的

道内において、ヒグマの市街地出没や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画　第２章の３(１)①ア(エ)

■ヒグマ注意報等

- ヒグマ警報（警報）
- ヒグマ注意報（注意報）
- ヒグマ注意喚起（注意喚起）

■注意報等の発出

<警報>
本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

<注意報>
本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

<注意喚起>
本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は懸念されないが、注意を促す際に発出

＜注意報等の発出イメージ＞

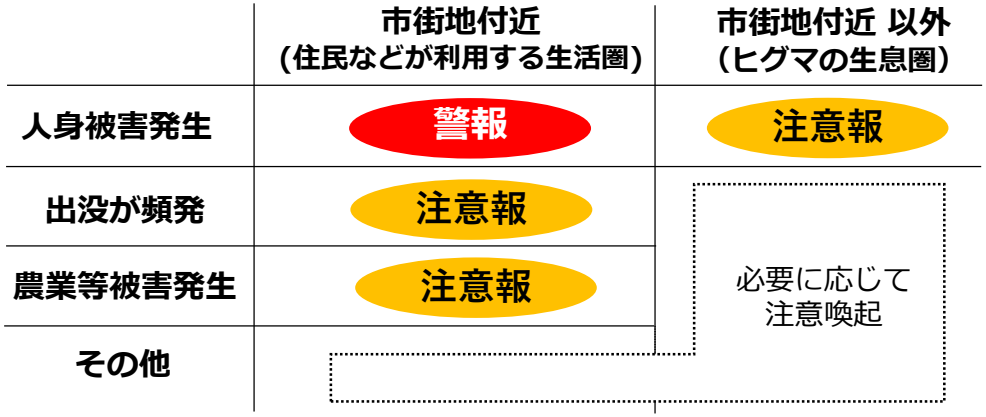

＜発出基準等＞

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出没している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じ延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出没、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念されるとき。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出没時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。